

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月26日（平成28年（行情）諮問第45号）

答申日：平成28年11月21日（平成28年度（行情）答申第532号）

事件名：「統合防衛戦略」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の
不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「統合防衛戦略」に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月7日付け防官文第13664号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

テーマの重要性を鑑みると、本件対象文書が全く存在しないということは首肯しがたいので、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるが、該当する行政文書は保有していないことから、不存在につき、平成27年9月7日付け防官文第13664号により不開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、上記第2の2のとおり主張して不開示決定の取消しを求めるが、「統合防衛戦略」作成にあたり取得及び作成した行政文書については、保存期間は全て1年未満とされており、平成26年10月に「統合防衛戦略」が発簡された後に全て廃棄したため、本件開示請求を受理した時点においては保有していなかった。

また、原処分に当たり行った探索及び本異議申立てを受け確実に期するために行った再度の探索においても、該当する行政文書の保有は確認できなかった。

よって、異議申立人の主張は当たらず、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年1月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月26日 | 審議 |
| ④ 同年11月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、本件対象文書は廃棄しており保有していないとして、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、上記第3のとおり、「統合防衛戦略」作成に当たり取得及び作成した行政文書は、全て廃棄した旨説明する。

ア そこで、この点について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 「統合防衛戦略」は、統合幕僚監部の担当者が案文を作成し、職務上の上位者による修正等を繰り返し、平成26年10月に統合幕僚長の決裁を受けて完成したものである。

(イ) 本件対象文書には、上記(ア)の決裁過程で作成及び修正された案文が該当し、その他に該当する行政文書はない。

(ウ) 「統合防衛戦略」は、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）16条1項に基づき、件名を除いた文書全体が「秘」に指定されている。本件対象文書は、その案文であることから、秘の指定は秘密の保全に必要な最小限度にとどめなければならないとされており（訓令16条3項）、情報流出の防止等の情報保全の観点重視し、当該文書が完成し、秘の指定がなされた後、全て廃棄した。

(エ) 本件対象文書の保存期間は、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊における行政文書の管理に関する達（平成23年自衛隊統

合達第9号。以下「達」という。)別紙様式第14の「随時発生し、短期に目的を終えるもの」に該当し、1年未満とされている。

(オ) 原処分に当たり、統合幕僚監部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認できなかった。

(カ) 本件異議申立てを受け、確実を期すため再度上記(オ)と同様の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認できなかった。

(キ) なお、「統合防衛戦略」そのものについては、本件開示請求と同日付けで異議申立人から別途開示請求がされていたため、本件開示請求の対象には含まれないものと解した。

イ 諮問庁から訓令及び達の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記アの説明のとおりと認められ、「統合防衛戦略」の案文については、情報保全の観点を重視し、「統合防衛戦略」が完成し、秘の指定がなされた後、全て廃棄した旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理であるとはいえず、これを覆すに足りる事情も存しない。

(2) もっとも、本件開示請求は、「統合防衛戦略」に「関して」行政文書ファイル等につづられた文書の全ての開示を求めるものであるから、上記(1)の「統合防衛戦略」の案文の外にも、例えば、「統合防衛戦略」の作成を命じた文書や決裁関連文書等が存在した可能性もあると考えられた。

ア そこで、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

(ア) 「統合防衛戦略」については、外部からの指示等によるものではなく、統合幕僚監部が自主的に作成することとしたものであるため、その作成に当たっては、統合幕僚長から口頭による指示が行われたのみで、作成を指示する文書等は作成されておらず、該当する行政文書は保有していない。

(イ) 「統合防衛戦略」について、統合幕僚長等の決裁を受ける際には、起案用紙は作成せず、「統合防衛戦略」の案文のみを用いて決裁行為が行われ、上記(1)のとおり、案文が全て廃棄されたため、決裁関連文書は残されておらず、該当する行政文書は保有していない。

イ 以上を踏まえて検討すると、まず、「統合防衛戦略」の作成を指示する文書等は作成されていない旨の諮問庁の上記ア(ア)の説明が不自然、不合理であるとはいえず、これを覆すに足りる事情も存しない。

また、「統合防衛戦略」の決裁の際は、起案用紙は作成せず、「統合防衛戦略」の案文のみを用いて決裁行為が行われ、案文が廃棄された

ため、決裁関連文書は残されていない旨の諮問庁の上記ア（イ）の説明が不自然、不合理であるとはいえず、これを覆すに足りる事情も存しない。

（３）よって、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子